国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学宿舎事務取扱要領

（目的）

第１　この要領は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が役員（非常勤は除く。）及び職員（以下「役職員」という。）に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、役職員の職務の能率的な遂行を確保し、もって本学の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第２　この要領において「職員」とは次に掲げる者をいう。

一　国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学職員就業規則の適用を受ける者

二　その他学長が宿舎の貸与を必要と認めた者

２　この要領において「宿舎」とは、役職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため本学が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設（児童遊園、集会所等の共同施設を含む。）をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

（宿舎の設置）

第３　宿舎の設置は、建設、購入、交換、寄附及び借受の方法により、学長が行うものとする。

（維持及び管理）

第４　宿舎は、学長が維持及び管理を行うものとする。

（宿舎事務の総括）

第５　役職員に貸与する宿舎の事務の総括は、学長が行うものとする。

２　学長は、企画総務部施設管理課長に宿舎の維持管理に関する事務の一部を分掌させることができる。

（宿舎を貸与する者の選定）

第６　宿舎を貸与する者の選定は、特別の事情がある場合を除き、緊急性を優先して入居させるものとする。

２　前項の場合において、同順位にある役職員が２人以上存するときは、これらの者の職務の性質、住居の困窮度その他の事情を考慮し、その最も必要と認められる者に当該宿舎を貸与しなければならない。

（貸与又は同居の申請及び承認）

第７　学長は、宿舎の貸与をしようとするときは、貸与しようとする役職員から、それぞれ当該各号に掲げる宿舎貸与申請書を提出させなければならない。

一　宿舎を貸与しようとするとき　第１号様式による宿舎貸与申請書

二　自動車の保管場所を貸与しようとするとき　第２号様式による宿舎（自

動車の保管場所）貸与申請書

2　学長は、宿舎の貸与を承認したときは、前項各号の区分に応じ、それぞれ第１号様式又は第２号様式による宿舎貸与承認書を交付しなければならない。

3　学長は、宿舎の貸与を受けた者が、その貸与を受けた宿舎に主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、あらかじめ、第３号様式による宿舎同居申請書を提出させなければならない。

4　学長は、前項の申請書の提出があった場合においては、事情を調査し、宿舎設置の目的に反せず、かつ、その理由がやむを得ないと認めるときは、これを承認することができる。

5　学長は、前項の規定により承認したときは、第３号様式による宿舎同居承認書を交付しなければならない。

6　学長は、宿舎の貸与の承認を受けた者が宿舎に入居したとき又は自動車の保管場所の専用を開始したときは、すみやかに第４号様式による宿舎入居届を提出させなければならない。

（入居若しくは専用開始の延期の承認又は貸与の取消し）

第８　学長は、宿舎の貸与の承認を受けた者が宿舎貸与承認書に記載された入居日又は宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書に記載された専用開始日から１０日以内に入居又は専用開始できない理由がある場合においては、第５号様式による宿舎入居期限延期申請書を提出させ、その理由がやむを得ないと認めるときは、入居又は専用開始すべき日を定めてこれを承認することができる。

2　学長は、前項の規定により承認をしたときは、第５号様式による宿舎入居期限延期承認書を交付しなければならない。

3　学長は、宿舎の貸与の承認を受けた者が、第１項の入居又は専用開始すべき日までに入居又は専用開始しないときは、その承認を取り消すことができる。

（宿舎の明渡し等）

第９　被貸与者（宿舎の貸与を受けた者及び第９第１項の規定の適用を受ける同居者（以下「同居者」という。）以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その者（その者が第２号の規定に該当することとなった場合には、その該当することなったときにおいてその者と同居していた者）は、その該当することとなった日から２０日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、学長の承認を受けて、その該当することとなった日から、六月の範囲内において学長の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。

一　役職員でなくなったとき。

二　死亡したとき。

三　勤務場所の変更その他これに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

四　当該宿舎について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。

五　本学において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。

２　宿舎の被貸与者は、学長が第１３の規定に違反する事実でその宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。

３　学長は、被貸与者が宿舎を明け渡したときは、すみやかに第６号様式による宿舎明渡届を提出させなければならない。

（明渡猶予の申請及び承認）

第１０　学長は、宿舎を明け渡さなければならない者が２０日以内に当該宿舎を明け渡すことができない理由があるときは、被貸与者から第７号様式による宿舎明渡猶予申請書を提出させなければならない。

２　学長は、前項の明渡猶予申請書の提出があった場合において、その理由が相当であると認めるときは、その該当することとなった日から、六月の範囲内で明け渡すべき日を指定してこれを承認することができる。

３　学長は、前項の規定により承認をしたときは、第７号様式による宿舎明渡猶予承認書を交付しなければならない。

（損害賠償）

第１１　被貸与者が第９第１項及び第２項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応ずる使用料の額の３倍に相当する金額とする。ただし、宿舎の貸与を受けた者が、公庫、公団その他特別の法律により設立された法人に使用されるため退職した場合その他の場合でその額を軽減することがやむを得ないものとして学長が認める場合には、その定める期間に限り、１．１倍に相当する金額とする。

（宿舎の使用料）

第１２　宿舎の使用料は、月額によるものとし、国家公務員宿舎法（昭和２４年法律第１１７号）、国家公務員宿舎法施行令（昭和３３年政令第３４１号）及び国家公務員宿舎法施行規則（昭和３４年大蔵省令第１０号）に定める算定方法により計算し、学長がこれを決定する。

２　月の途中で入居又は退去した場合におけるその月分の使用料は、日割りにより計算した額とする。

3　宿舎の貸与を受けた者が第９第１項第１号又は第２号の規定に該当することとなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は第９第２項の規定による明渡期日までの期間の宿舎の使用料を、毎月月末までに本学に払い込まなければならない。

4　前項の規定により同居者が払い込むべき宿舎の使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

（宿舎の使用上の義務）

第１３　被貸与者は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。

2　被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につき学長の承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。

3　被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。

4　第１２第４項の規定は、被貸与者（同居者に限る。）の第１項又は第２項の規定に違反したことに基因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

（被貸与者に対する監督）

第１４　学長は、被貸与者が第１３に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならない。

（被貸与者の義務違反に対する措置）

第１５　学長は、被貸与者が第１３に規定する義務を履行しないため当該宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、期限を付して、すみやかにその履行を要求しなければならない。その場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、被貸与者は直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。

（宿舎の修繕費等）

第１６　被貸与者の故意又は過失等、被貸与者の責に帰すべき事由（第１３第３項ただし書の火災を除く）による修繕費は被貸与者の負担とする。

2　天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、国家公務員宿舎に係る修繕費の取扱いについて（昭和５０年７月２日付会計課長通知国会第８８号）に準拠するものとする。

（模様替等の工事の申請及び承認）

第１７　学長は、被貸与者が改造、模様替その他の工事をしようとするときは、あらかじめ、第８号様式による宿舎模様替等申請書を提出させなければならない。

２　学長は、前項の申請書の提出があったときは、当該工事の目的が当該宿舎の維持及び管理に支障を及ぼさないと認めた場合に限り、これを承認することができる。

３　学長は、前項の規定により承認をしたときは、第８号様式による宿舎模様替等承認書を交付しなければならない。

（明渡しのための措置）

第１８　学長は、第９第１項又は第２項の規定により宿舎を明け渡さなければならない者がこれらの規定により明け渡すべき日までに当該宿舎を明け渡さないときは、すみやかに明け渡しを求める訴えの提起その他適宜の措置をとらなければならない。

（損害賠償金の軽減申請及び承認等）

第１９　学長は、第１１の規定により宿舎の損害賠償金の額を軽減しようとするときは、宿舎の貸与を受けていた者から第９号様式による宿舎損害賠償金軽減申請書を提出させるものとする。

２　学長は、宿舎の損害賠償金の軽減を承認したときは、第９号様式による宿舎損害賠償金軽減承認書を交付するものとする。

（宿舎の無償使用）

第２０　本学は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学の成立の際に現に国及び国家公務員宿舎法の適用を受ける独立行政法人（以下「国等」という。）の職員の住居の用に供されている国家公務員宿舎のうち本学に出資を受けた宿舎を国等の用に供するため、国に無償で使用させることができる。

（宿舎の現況に関する記録）

第２１　学長は、その維持及び管理を行う宿舎の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第２２　その他この要領に定めのない事項について、定める必要がある場合は、国家公務員宿舎に係る諸法令に基づき学長が定めるものとする。

附　則

１　この要領は，平成１６年４月１日から施行する。

２　この要領施行の際に現に宿舎に入居している者は，この要領に基づいて許可を受けたものとみなす。

第１号様式（日本工業規格Ａ列４縦型）

宿　舎　貸　与　申　請　書

年　月　日

学　長　殿

現　住　所
所属部課名
職　　名
フリガナ
氏　　名　　㊞

宿舎の貸与を受けたいので申請します。なお、下欄記載の同居者についても、併せて申請します。
宿舎の使用については、規定及び指示に反しないことを確約します。

1　申請の理由

2　自宅保有の有無

自宅（１戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を 保有している　　保有していない
（以下該当者が記載） 自宅の所在地 宿舎貸与の必要性が失われない理由

3　同居者

氏　名	年　齢	性　別	本人との続柄	職業（学年）	備　考

宿　舎　貸　与　承　認　書

年　月　日

学　長　印

上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また、上記同居者についても、併せて承認します。

記

1 宿舎

種類	構造・規格	所在地		宿舎名及び戸番
有料	RC-	石川県能美郡辰口町旭台１丁目50番地		大学宿舎
専　用　面　積		宿舎使用料月額	入　居　日	備　考
㎡		円	年　月　日	裏面２の貸与の条件参照

（注）宿舎使用料月額には、自動車の保管場所に係るものは含まない。

（裏面）

2　貸与の条件

（1）被貸与者（宿舎の貸与を受けている者をいう。以下同じ。）は、善良な管理者の注意をもって宿舎を使用しなければならない。

（2）被貸与者は、宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。

（3）被貸与者は、その責に帰すべき事由により宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損害又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。

（4）天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。

（5）宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から２０日以内に宿舎を明け渡さなければならない。

イ　職員でなくなったとき。

ロ　死亡したとき。

ハ　勤務場所の変更その他これらに類する事由により宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

ニ　宿舎についての本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたため明渡しを請求されたとき。

ホ　宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。

（6）宿舎の貸与の承認を受けた者は、１の入居日から１０日以内に宿舎に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。

（7）被貸与者が宿舎を明け渡す場合には、明け渡す日の５日前までに明け渡す日を届け出るとともに、宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。

（8）被貸与者は、申請書記載事項のうち、２（自宅保有の有無）について変更が生じた場合には、すみやかに宿舎担当者へ届け出なければならない。

（9）被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、すみやかに宿舎担当者へ届出を行い、学長の承認を得なければならない。

（１０）宿舎の維持管理の必要に基づいて、本学において宿舎の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。

（１１）本学の宿舎では犬、猫、鶏等は飼育してはならない。

（１２）上記のほか、被貸与者は、宿舎の使用についての指示に反してはならない。

第２号様式（日本工業規格Ａ列４縦型）

宿　舎（自動車の保管場所）貸　与　申　請　書

年　　月　　日

学　　長　　殿

現　住　所
所属部課名
職　　名
フリガナ
氏　　名　　㊞

下欄記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含め宿舎の使用については、規定及び指示に反しないことを確約します。

自動車の車名・型式		自動車登録番号	
自動車の所有者	（本人との続柄）		
自動車の使用者	（本人との続柄）		

宿　舎（自動車の保管場所）貸　与　承　認　書

年　月　日

学　　長　　印

上記申請者に対し、下記のとおり自動車の保管場所の貸与を承認します。

記

1　宿舎

種　　類	所　　在　　地	宿舎名及び戸番
有　　料	石川県能美郡辰口町旭台１丁目５０番地	大学宿舎
指定保管場所		
専用開始日	保管場所に係る宿舎使用料月額	備　　考
年　月　日	円	裏面２の貸与の条件参照

駐車許可票の有無
有　□
無　□

管理人氏名
（宿舎担当係）
企画総務部施設管理課施設企画係

確認印

（裏面）

2　自動車の保管場所貸与の条件

（1）被貸与者（自動車の保管場所の貸与を受けている者をいう。以下同じ。）は、善良な管理者の注意をもって自動車の保管場所を使用しなければならない。

（2）被貸与者は、自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは自動車の保管場所の用以外の用に供し、又はその承認を受けないで改造その他の工事を行ってはならない。

（3）被貸与者は、その責に帰すべき事由により自動車の保管場所を滅失し、損傷し、又は汚損したときは遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損害又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。

（4）天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により自動車の保管場所無が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。

（5）被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から２０日以内に自動車の保管場所を明け渡さなければならない。

イ　職員でなくなったとき。

ロ　死亡したとき。

ハ　勤務場所の変更その他これらに類する事由により宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

ニ　自動車の保管場所について先順位者が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

ホ　自動車の保管場所の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

（6）被貸与者は、本学が工事等宿舎の維持管理のため、一時的に自動車の保管場所の明渡しを請求した場合には、これに従わなければならない。

（7）被貸与者が自動車の保管場所を明け渡す場合には、明け渡す日の５日前までに明け渡す日を届け出るとともに、自動車の保管場所を正常な状態において引渡さなければならない。

（8）被貸与者は、その使用する自動車の車名・型式、登録番号等に変更が生じた場合には、すみやかに宿舎の管理人へ届け出なければならない。

（9）宿舎の維持管理の必要に基づいて、本学において自動車の保管場所を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。

（１０）宿舎内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、本学は一切その責任を負わない。

（１１）上記のほか、被貸与者は、自動車の保管場所及び自動車の使用についての指示に反してはならない。

第３号様式（日本工業規格Ａ列４縦型）

宿　舎　同　居　申　請　書

年　　月　　日

学　長　殿

現　住　所
所属部課名
職　　名
フリガナ
氏　　名　　㊞

現在貸与されている宿舎に下記のとおり同居させたいので、申請します。

記

1　同居させようとする者

氏　　名	年　齢	性　　別	本人との続柄	職業（学年）	備　　考

2　同居させようとする期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

3　同居させようとする理由

4　宿舎の構造・規格及び面積

5　現在の同居者

氏　　名	年　齢	性　　別	本人との続柄	職業（学年）	備　　考

宿　舎　同　居　承　認　書

上記申請のことについては、承認します。

年　　月　　日

学　長　印

第４号様式（日本工業規格Ａ列４縦型）

宿　舎　入　居　届

年　月　日

学　長　殿

所属部課名
職　　名
フリガナ
氏　　名　　㊞

このたび下記のとおり入居しましたので、お届けします。

記

1　宿舎所在地　　石川県能美郡辰口町旭台１丁目５０番地

2　宿舎名及び戸番　　大学宿舎

3　宿舎貸与承認書の入居日

4　宿舎入居日

5　自動車の指定保管場所

6　宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書の専用開始日

7　自動車の保管場所専用開始日

第５号様式（日本工業規格Ａ列４縦型）

宿　舎　入　居　期　限　延　期　申　請　書

年　　月　　日

学　　長　　殿

所属部課名
職　　名
フリガナ
氏　　名　　㊞

年　　月　　日付けで貸与承認のあった宿舎の入居については、下記のとおり入居期限の延期につき申請します。

記

1　宿舎所在地名

2　宿舎名及び戸番

3　宿舎貸与承認書の入居日　　平成　　年　　月　　日

4　宿舎入居延期期限　　平成　　年　　月　　日まで

5　自動車の指定保管場所

6　宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書の専用開始日　平成　　年　　月　　日

7　自動車の保管場所専用開始延期期限　　平成　　年　　月　　日まで

宿　舎　入　居　期　限　延　期　承　認　書

上記申請のことについては、　　年　　月　　日まで宿舎入居期限の延期を承認します。

年　　月　　日

学　　長　　印

第６号様式（日本工業規格Ａ列４縦型）

宿　舎　明　渡　届

年　月　日

学　長　殿

所属部課名
職　　名
フリガナ
氏　　名　　㊞

このたび下記のとおり宿舎を明け渡しますので、お届けします。

記

1　宿舎所在地名　　石川県能美郡辰口町旭台１丁目５０番地

2　宿舎名及び戸番　　大学宿舎

3　宿舎明渡日

4　宿舎明渡し後の住所

5　宿舎明渡し後の連絡先電話番号　　（□自宅・□勤務先）

6　宿舎明渡しの理由

7　自動車の指定保管場所

8　自動車の保管場所明渡日

9　自動車の保管場所明渡しの理由

10　原状回復完了又は予定日

管理人記載事項

1　宿舎明渡しの際に特に指示した事項

2　その他参考事項

宿舎担当者　　㊞

第７号様式（日本工業規格Ａ列４縦型）

宿　舎　明　渡　猶　予　申　請　書

年　　月　　日

学　　長　　殿

宿舎名及び戸番
所属部課名
職　　名
フリガナ
氏　　名　　㊞

年　　月　　日付けで（□転任　□出向退職　□完全退職　□死亡退職）となりましたが、現在貸与されている宿舎について、明渡しを猶予されるよう下記のとおり申請します。

なお、ご承認のうえは、期間内に必ず明け渡すことを確約します。

記

1　猶予期間　　平成　　年　　月　　日から
　　平成　　年　　月　　日まで

2　宿舎明渡しのために講じつつある措置（具体的詳細に記入すること。）

3　猶予を必要とする理由（具体的詳細に記入すること。）
（１）
（２）居住者

氏　　名	年　齢	性　　別	本人との続柄	職業（学年）	備　　考

4　自動車の保管場所の有無　　有（指定保管場所番号　　）・無

5　新勤務先及び電話番号

宿　舎　明　渡　猶　予　承　認　書

上記申請のことについては、　　年　　月　　日まで宿舎の明渡しを猶予する。

なお、万一猶予期間を経過したのち当該宿舎に居住していた場合は、規定により、使用料の３倍に相当する金額を損害賠償金として請求するから、期限までに必ず明け渡すこと。

年　　月　　日

学　　長　　印

第８号様式（日本工業規格Ａ列４縦型）

宿　舎　模　様　替　等　申　請　書

年　　月　　日

学　　長　　殿

所属部課名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
職　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
フリガナ
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

現在貸与されている宿舎に、別添図面のとおり模様替等工事を、下記により実施したいので申請します。

記

１　工事内容の詳細及び工事経費

２　工事をしようとする理由

３　工事施行についての条件（不用部分は抹消すること。）
（１）宿舎明渡しのときまでに原状に回復する。
（２）工事の目的物を国に寄附する。
（３）工事に係る国に対する請求権を放棄する。

宿　舎　模　様　替　等　承　認　書

上記申請のあったことについては、申請のとおり承認します。

年　　月　　日

学　　長　　印

第９号様式（日本工業規格Ａ列４縦型）

宿舎損害賠償金軽減申請書

年　月　日

学　長　殿

宿舎名及び戸番
所属部課名
職　名
フリガナ
氏　名　㊞

現在貸与をうけている次の２に掲げる宿舎にかかる損害賠償金について、次の理由により、宿舎事務取扱要領第１１ただし書の規定による損害賠償金の軽減を受けたいので、所要の証明を添えて申請します。

１　理由

２　宿舎

宿舎名及び戸番	構造・規格	宿舎所在地	自動車の指定保管場所

３　現在の勤務先、職名及び電話番号

４　居住者

氏　名	年齢	性別	本人との続柄	職業（学年）	扶養手当支給の有無

上記の申請者を引き続き上記宿舎に居住させておくことがやむを得ないことを証明する。

任命権者等　印

宿舎損害賠償金軽減承認書

上記の申請に対し、当該貸与宿舎にかかる損害賠償金の軽減について、下記のとおり承認します。

年　月　日

学　長　印

記

１　軽減措置の期間　年　月　日から
　　年　月　日まで

２　損害賠償金の額　月額　円

３　条件

（１）申請書に記載した理由に変更があった場合には、被貸与者は、すみやかに本学に、その旨を届出なければならない。

（２）　損害賠償金を軽減することを承認された後、被貸与者が第９第２項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、この承認は遡及して取り消すものとする。